

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		産業廃棄物処理業者等への改善勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		法第 18 条、法第 19 条
所 管 課		環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課(電話:048-829-1607)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>法第 18 条による報告の徴収、法第 19 条による立入検査により発覚した違反者のうち、法第 14 条の 3 等の行政処分の対象とならない者に対し改善勧告等を行う。</p> <p>法 (第 12 条第 1 項等) で規定された基準により判断するため、設定する必要がない。</p>
	備 考	